

項 目	<p>● サービス提供体制強化加算の<u>人材要件に係る平成22年4月以降の取扱いについて</u></p>
加 算 種 別	<p>■ サービス提供体制強化加算</p> <p>【対象サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・通所介護 ・通所リハビリテーション ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 (以上、いずれも介護予防含む。) ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 <p>(◎人材要件において、有資格者等の職員の割合が一定数以上必要なもののみ明記しています。)</p>
内 容	<p>● 人材要件に係る職員の割合の算出に当たっては</p> <p>平成22年度より、下記のとおりとなりますので御留意下さい。</p> <p>●平成21年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤換算方法により算出した、届出日の属する月の前3月の平均を用いる。 <p>●平成22年度～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤換算方法により算出した、<u>前年度（3月を除く。）の平均</u>を用いる。 <p>ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）は、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる。</p>